

環境だより

豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津

令和6年12月1日発行

令和6年 第3号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354



年々の家庭ごみ収集日について

12月29日(日)・30日(月)は、下表のとおり「燃やせるごみ」と「容器包装プラスチック」を収集します。地域によっては収集する種類が通常の曜日と異なる場合や、収集時間が普段と異なる場合があります。

ごみ出しルールを守り、決められた場所へ決められた時間までに出してください。

問い合わせ 環境事業課(☎237-5311)

または各総合支所地域振興課



各総合支所
問い合わせ先

地 域	12月29日(日)	12月30日(月)	地 域	12月29日(日)	12月30日(月)
津	容器包装プラスチック	燃やせるごみ	安濃	容器包装プラスチック	燃やせるごみ
久居	北 A・B	燃やせるごみ	香良洲	容器包装プラスチック	燃やせるごみ(可燃A・B)
	南 A・B	容器包装プラスチック	燃やせるごみ	大井・高岡	容器包装プラスチック
河芸	容器包装プラスチック	燃やせるごみ	一志	波瀬・川合	燃やせるごみ
芸濃	容器包装プラスチック	燃やせるごみ		白山 (福田山布引を除く)	燃やせるごみ
美里	容器包装プラスチック	燃やせるごみ	美杉	容器包装プラスチック	燃やせるごみ



年末年始のごみの搬入

収集日に出せなかったごみや大量に出たごみについては、燃やせるごみは西部クリーンセンターまたはクリーンセンターおおたかへ、燃やせるごみ以外は津市リサイクルセンターへ直接搬入できます。搬入可能日時は以下のとおりです。

12月					1月					
27日 (金)	28日 (土)	29日 (日)	30日 (月)	31日 (火)	1日 (水)	2日 (木)	3日 (金)	4日 (土)	5日 (日)	6日 (月)
○	休	○	○	休	休	休	休	休	休	○

搬入時間 8時30分～12時、13時～16時30分

※ごみの種類ごとに分別して搬入してください。資源物は市内6カ所のエコ・ステーションをご利用ください(エコ・ステーションごとに搬入可能日時が異なります)。分別や搬入について詳しくは、ごみ分別ガイドブックまたは市ホームページでご確認ください。

問い合わせ 環境施設課(☎237-0671)



ごみ分別
ガイドブック



エコ・
ステーション



ごみ出しでお困りの人へ

日常のごみ出し

日常生活で発生するごみを集積所まで運ぶのが困難な世帯に対して、市職員が自宅まで伺い無料で収集します(燃やせるごみは週1回、燃やせるごみ以外は月1回)。

対象(次のすべての要件を満たす場合)

- ①市内に在住でホームヘルパー利用者またはごみ出し困難な状況の人
- ②要介護2以上、または肢体不自由2級以上または視覚障害2級以上の認定を受けている人
- ③要件②の対象者のみの世帯または要件②の対象者と子ども(19歳未満)のみの世帯

大型の家具類のごみ出し

大型家具などを集積所まで出すことが困難な世帯に対して、市職員が自宅まで伺い無料で収集します(1回の申し込みで3点まで、同一年度内2回まで申し込み可)。

対 象

要支援認定者、要介護認定者、障がい者または75歳以上の人のみで構成される世帯 ※それ以外の人と同居している場合や、施設等に入所し空き家の場合、引っ越しに伴う片付けである場合は除く

問い合わせ 環境政策課(☎229-3258)



》ごみ収集車で火災発生！その原因は!?

市内でごみ収集車の火災が起き、消防車が出動する事態が発生しました。原因は、危険ごみが正しく分別されずに他のごみ収集日に出されたことです。

誤ったごみの出し方により、車両火災や処理施設の爆発など作業員や周囲にいる人の命に関わる重大な事故が起こります。このような事故は、一人一人がごみの分別ルールを守ることによって防ぐことができます。危険ごみの適切な分別にご協力ください。

ごみの分別方法や処理方法は、市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」でも確認できます。



さんあ〜る



火災が発生したごみ収集車

危険ごみとは？

危険ごみとは、乾電池・充電式電池、スプレー缶・卓上カセットボンベ、蛍光灯、使い捨てライター、水銀式体温計のことです。これらは、電気をためている製品やガスを含んでいる製品、有害な物質を含んでいる製品などであり、適切に処理をしないと火災や爆発、環境汚染につながる可能性

があります。

スプレー缶は穴をあけても危険ごみに変わりありません。また、ハンディファンなど電池の取り外しが困難な製品も危険ごみとなります。



モバイルバッテリーから火災が発生することもある！

危険ごみの安全な出し方

充電式電池

右の写真のように、端子部分をビニールテープなどで覆った状態で、透明または半透明の袋に入れてください。



リチウムイオン電池

スプレー缶・卓上カセットボンベ、使い捨てライター

できる限り中身を使い切ってから透明または半透明の袋に入れてください。



蛍光灯や水銀式体温計

割れないようにして透明または半透明の袋に入れてください。

危険ごみは、品目別に透明または半透明の袋に入れて出してください。危険な事故を防ぐために、分別ルールを守りましょう！



》地域の会合などに「エコな生活講座」が出向きます！

地球温暖化をはじめとする環境問題や、地域脱炭素(温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすること)について、市民の皆さんに広く知っていただき、日々の暮らしの中で脱炭素につながる行動に取り組んでいただくことを目指して、市職員が地域の自治会や老人会、婦人会などが開催する会合で出前講座を実施します。

講座内容や申し込み方法など詳しくは、環境政策課(☎229-3212)までお問い合わせください。

講座内容の例

- 地球温暖化の原因・影響
- 暮らしの中でできる省エネ
- 脱炭素のカードゲーム





地球温暖化と省エネの関係

地球温暖化の原因は温室効果ガス

地球は、太陽からの放射熱が海や陸に届くことによって暖められています。そして暖められた地球からも熱が宇宙に放出されます。この放出される熱の一部を吸収し、地表から熱を逃がさないようにしているのが、二酸化炭素(CO₂)やメタン、フロンなどの温室効果ガスです。

温室効果ガスがないと、太陽熱が全て宇宙に逃げてしまうため、地球の平均気温が-19℃まで下がってしまうと考えられています。温室効果ガスは地球を暖かく保つ役割を果たし、生物が住みやすい環境を作るのにはなくてはならないものです。

しかし、産業革命以降の化石燃料の使用により、地中に埋まっていた



炭素を燃やしてCO₂として大気中に排出したり、森林を伐採し続けたりしたことによって、温室効果ガスが必要以上に増加しています。温室効果ガスが増加すると、宇宙に逃げるはずの熱が放出されず地表に留まり、地球温暖化といわれる気温の上昇や、雨量の増加等の異常気象が増えます。

過去100年で津市の平均気温は1.7℃上昇しているばかりか、自然災害につながる可能性のある400mm以上の降水の発生日数も増加傾向にあります。このように、私たちの生活に影響を及ぼすことから、主な温室効果ガスであるCO₂の排出量を実質ゼロ※にしようとする取り組み「脱炭素」が求められています。

※実質ゼロ…排出量と吸収量を均衡させること

いま、地球温暖化対策として省エネが必要です！

省エネが求められる理由は2つあります。1つ目は、地球温暖化防止のためです。日本では電力の70%以上を火力発電に依存していることから、節電によって温室効果ガスの大部分を占めるCO₂の排出量を削減することができます。

2つ目は、エネルギーの安定供給のためです。世界の石油の採掘可能年数には限りがある一方、エネルギー需要は世界規模で急増しており、国際エネルギー機関(IEA)では、2050年までに電力需要は現在

より80~150%高くなると予想しています。

限りある資源を効率的に使用するためには、私たち一人一人が省エネに取り組むことが重要です。冬は1年間で最も電気を消費する季節ですが、暖房費が占める割合が大きいためこそ、暖め方の工夫次第で節電できる時期でもあります。例えば上着を羽織って防寒するなど、できることから取り組んでみましょう。



省エネはエコな上にお得！

省エネは地球にやさしいだけでなく、電気料金の節約にもなります。冬の1日における家電製品の電力消費割合は、1位…エアコン(32.7%)、2位…冷蔵庫(14.9%)、3位…照明(9.3%)です。下の表の例を参考に、省エネ行動に取り組んでみましょう！

その他の省エネ行動について詳しくは、経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「省エネポータルサイト」をご確認ください。



省エネ
ポータルサイト

機 器	省エネ行動の例	省エネ量(年間)	CO ₂ 削減量(年間)	節約金額(年間)
エアコン	設定温度を20℃にする ※外気温度6℃の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21℃から20℃にした場合(使用時間9時間/日)	53.08kWh	25.9kg	1,650円
冷蔵庫	物を詰め込みすぎない ※詰め込んだ状態から半分にした場合	43.84kWh	21.4kg	1,360円
照明	電球形LEDランプに取り換える ※白熱電球(54W)から電球形LEDランプ(7.5W)に交換した場合(使用時間2,000時間/年)	93kWh	39.9kg	2,883円



》 空き家対策は予防・管理・利活用！

空き家の発生予防

① 住まいの権利関係(登記など)を確認しておく

住まいが誰の所有になっているかを確認しましょう。登記の名義人が亡くなった人のままになっている場合は相続登記をしてください。相続登記をしないままですと、相続人が多数になり、売却などの利活用が難しくなる場合があります。なお、相続登記は今年4月1日から義務化されています。

② 住まいを誰に引き継ぐかを決めておく

住んでいるうちから、住まいを誰にどう引き継ぐかを明確にしておきましょう。空き家になった場合の売却など、利活用の方針を決めておき、家財や荷物の整理をしておきましょう。

空き家の管理

① 定期的に状態を確認する

人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあります。定期的に空き家の状態を確認し、通気や換気、敷地内の除草や庭木の剪定などを行いましょう。自分でできない場合は、空き家管理サービス事業者の利用などを考えましよう。

② 近隣に連絡先を知らせる

周りに住んでいる人は、所有者の連絡先が分からない空き家に心配や不安を抱く傾向があります。緊急時のことも考え、近隣に連絡先を知らせておくことも管理の一つです。

空き家の利活用

① 売却する・賃貸に出す

自分で住む予定がない場合は空き家のままにせず、売却する、もしくは賃貸に出すなどの利活用を考えましよう。住宅を売却などする場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

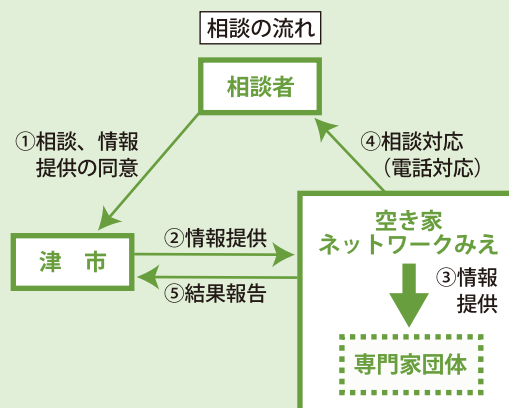
② 除却(解体)する

老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむなどで、維持管理が困難な場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましよう。

空き家所有者のための相談窓口

空き家に関する相談は、相続登記や売却など専門的な内容が多いことから、津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力して対応しています。所有する空き家でお悩みや心配事があれば、環境保全課へご相談ください。

問い合わせ 環境保全課(☎229-3398)、空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018、10時～12時、13時～16時 ※土・日曜日、祝・休日を除く)



空き家情報バンク

賃貸・売却を希望する空き家の物件情報を市ホームページ「空き家情報バンク」で公開しています。また、空き家情報バンクで成約した空き家の家財道具処分費用、市外からの移住者が成約した空き家の改修費用の補助もありますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ 都市政策課(☎229-3290)



空き家情報
バンク